

五色湖エリア サウンディング調査に関する質問の回答

No.	質問内容	回答
1	既存施設の光熱水費の詳細な月別データについて開示いただきたい。	サウンディング調査にご参加いただいた方へ個別にご連絡します。なお、提供する資料につきましては、本サウンディング調査以外の目的での使用や公開、第三者への譲渡・貸付及び複製を禁止します。
2	既存施設(ロッジ等)の設備更新履歴、現状の設備図等あれば開示いただきたい。	サウンディング調査にご参加いただいた方へ個別にご連絡します。なお、提供する資料につきましては、本サウンディング調査以外の目的での使用や公開、第三者への譲渡・貸付及び複製を禁止します。
3	「野遊びSDGs」に関する成果物の取扱いについて 「野遊びSDGs」で実施した調査・リサーチ資料、アンケート結果、モニター調査結果、写真・映像等の成果物について、著作権および所有権は市に帰属するのでしょうか。また、これらの成果物について、用途によって民間事業者等が利用することは可能でしょうか。利用可能な場合、その条件や手続きについてもご教示ください。	成果物によって、市に帰属するもの、そうでないものがあります。サウンディング調査にご参加いただいた方へ個別にご連絡します。なお、提供する資料につきましては、本サウンディング調査以外の目的での使用や公開、第三者への譲渡・貸付及び複製を禁止します。
4	施設の利用制限について 当該施設について、現在適用されている利用制限や用途制限があればご教示ください。 特に、過去に活用した国・県等の補助金による制限の有無について確認したく存じます。 例)・平成8年 簡易宿泊施設への全面改修 ・平成29年 ペット同伴宿泊施設への改修 ・「野遊びSDGs」事業における国等の補助金活用 これらに起因する用途変更、施設改修、運営形態の変更、民間活用等に関する制限がある場合は、その内容をご教示ください。	施設の利用制限については、大館市五色湖緑地公園に関する条例に記載のとおりです。 補助金による制限の有無については、財産処分制限期間が過ぎていけば用途変更、改修等は可能です。 サウンディング調査にご参加いただいた方へ個別にご連絡します。なお、提供する資料につきましては、本サウンディング調査以外の目的での使用や公開、第三者への譲渡・貸付及び複製を禁止します。
5	宿泊料金・施設使用料について 現在の宿泊料金および施設使用料について、条例改正または規則改正等により変更することは可能と考えてよいでしょうか。また、変更にあたり必要となる手続きや条件があればご教示ください。	内容により条例改正が可能となる場合があります。市は施設の設置目的達成のため、必要な条例改正等を行います。
6	民間事業者による運営について 指定管理者制度、施設の貸付け、またはその他の民間活力導入手法を活用した場合、民間事業者による施設運営は可能でしょうか。また、その場合、宿泊料金や施設利用料を見直し、その収入を運営事業費として活用することは可能でしょうか。さらに、その収入について、市の歳入とせず、指定管理者または運営事業者の事業収入として取り扱うことが可能かご教示ください。	民間事業者による施設運営は可能です。指定管理制度であったり、運営権を民間事業者に設定するなどの方向性も考えられます。収入も事業者が決定・徴収できる運営も可能ですので、本調査において、皆さまからいただいたご提案をもとに、今後の運営形態を考察していきます。
7	今後の民間活用に関する制約について 当該施設について、今後民間事業者による運営や事業展開を行うにあたり、法令、条例、補助金、契約条件その他の理由による制約があればご教示ください。	今後、協議を進めていき、市は施設の設置目的達成のため必要な条例改正等を行います。
8	財産処分制限期間について 当該施設および関連設備について、国・県等の補助金を活用して整備・改修した部分がある場合、現在適用されている財産処分制限期間をご教示ください。	サウンディング調査にご参加いただいた方へ個別にご連絡します。なお、提供する資料につきましては、本サウンディング調査以外の目的での使用や公開、第三者への譲渡・貸付及び複製を禁止します。